

岩手県史の在り方検討懇話会設置要綱

(設置)

第1 岩手県史の在り方に関して、学識経験者及び報道機関や歴史団体に属する者等から広く意見聴取するため、岩手県史の在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇話会の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- (1) 現行県史の課題や評価等に関すること。
- (2) 岩手県史の在り方に関すること。
- (3) その他岩手県史の在り方等の検討に関し必要な事項

(構成)

第3 懇話会は、構成員 10 人以内をもって構成する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから、行政経営推進課総括課長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 報道機関や歴史団体に属する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、行政経営推進課総括課長が必要と認める者

3 構成員の任期は、就任の日から1年とする。

4 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4 懇話会に会長を置き、構成員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、行政経営推進課総括課長が招集する。

2 行政経営推進課総括課長は、必要と認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、総務部行政経営推進課において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。